

国住指第1338号
令和3年9月1日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長
(公 印 省 略)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う
建築士法等の一部改正について（技術的助言）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第224号。以下「整備令」という。）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和3年国土交通省令53号。以下「整備省令」という。）は、令和3年9月1日から施行されることとされている。

については、今回施行される整備法による改正後の建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）、整備令による改正後の建築士法施行令（昭和25年政令第201号。以下「令」という。）、整備省令による改正後の建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「規則」という。）の運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺憾のなきようお願いする。

貴職におかれては、貴都道府県内の市区町村及び関係者に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、各建築士関係団体等に対しても、この旨通知しているので、これに留意のうえこれらの者に対する指導助言に遺憾なきを期するとともに、関係法令の円滑かつ適正な執行に配慮されたい。

記

1. 設計図書の作成及び保存に係る運用について（法第20条第1項、第20条の2第3項及び第20条の3第3項の関係）

法改正により設計図書への押印は不要とされた。

また、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年国土交通省令第 26 号。）の改正により、設計図書を電磁的記録により作成しようとする場合は、設計図書に記名されていれば足りることとし電子署名を行う必要がなくなることとされた。

なお、設計図書を電磁的記録により保存しようとする場合は、あらかじめ許可した者以外のアクセス制限、保存データへのアクセスログの記録又は保存データのバックアップによる対応等により、電磁的記録が保存期間を通じて作成時と同じ状態であることが確認できるようにすること。当該電磁的記録については、保存期間中は内容が確認できるようシステムの維持（特に保存期間中においてはデータを読み込める形式とすることやソフトウェアのアップデートへの対応）等必要な措置を講じるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講じること。

2. 重要事項説明書の交付に係る運用について（法第 24 条の 7 第 3 項、規則第 22 条の 2 の 3 の関係）

法改正により、重要事項説明の際に、管理建築士その他の建築士事務所に属する建築士が建築主に対して交付する重要事項に係る書面（以下「重要事項説明書」とする。）について、当該書面の交付に代えて、建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を、電子メール等による電磁的方法により提供することができることとされた。電磁的方法によって提供する際に用いる情報通信の技術の基準については、以下に適合するものでなければならぬこととされた。

- ・ 建築主が出力することにより書面を作成できること
- ・ 改変を防止するための措置を講じていること

改変を防止するための具体的な措置とは、ファイルの改変を行えないようファイルの種類を PDF 形式とすること等とする。

なお、重要事項説明書を電磁的に交付する方法については、「ITを活用した建築士法に基づく設計受託契約等に係る重要事項説明実施マニュアル」（別添）を、令和 2 年に実施した社会実験の結果も踏まえて、改訂したため、詳細については同マニュアルを参照されたい。

3. 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書（以下「構造計算証明書」とする。）及び工事監理報告書の交付に係る運用について（規則第 17 条の 16、規則第 4 号書式及び規則第 4 号の 2 書式の関係）

規則改正により構造計算証明書（規則第 4 号書式）の建築士の印及び証明書と構造計算書にすることとされている割印は不要とされた。ただし、構造計算証明書と構造計算書の一体性を担保するために、書面により交付する場

合においては、構造計算証明書と構造計算書をファイル等にまとめて綴じること、電磁的方法により交付する場合においては、構造計算証明書と構造計算書をPDFファイル等において一つのファイルにまとめることとする。

また、規則改正により工事監理報告書（規則第4号の2書式）の建築士の印は不要とされた。また、工事監理報告書を電磁的方法により提供する場合における情報通信の技術的基準について、規則第17条の16第2項第2号の規定を「改変を防止するための措置を講じていること」に改めることとされた。改変を防止するための具体的な措置とは、ファイルの改変を行えないようファイルの種類をPDF形式とすること等とする。

以上